

サポ・ちばニュース NO-1 (2016.5.20)

適格消費者団体をめざす「消費者市民サポートちば」事務局発行

適格消費者団体をめざす NPO 法人

「消費者市民サポートちば」準備会結成集会が開催されました。

5月15日(日曜日)、千葉県弁護士会館を会場に、適格消費者団体をめざす NPO 法人「消費者市民サポートちば」準備会結成集会が開催され、弁護士・司法書士・消費生活相談員・消費者法制の研究者などの専門家、生協をはじめとする消費者団体など諸団体から合わせて約60名が参加しました。

集会では、適格消費者団体「埼玉消費者被害をなくす会」理事長で弁護士の池本誠司氏が記念講演をおこなった他、規約・役員・今後の活動について確認しました。2017年3月までに法人格を取得し、2年間の活動実績を積んで2019年度に適格消費者団体の認定をめざします。



消費者団体訴訟制度と適格消費者団体について

消費者契約法に基づく、消費者団体訴訟制度が2007年6月からスタートしました。この制度は、消費者被害の未然防止と拡大防止を目的とし、内閣総理大臣

から認定を受けた適格消費者団体に、事業者の不当な行為（不当な契約事項や不当な勧誘行為）の差止請求の訴訟を起こす権利を認めた制度です。その後、「特定商取引法」や「景品表示法」、「食品表示法」にも消費者団体訴訟制度が適用されるようになりました。

こうした制度のもとで設立された全国の適格消費者団体は、会員や消費者からの被害情報を分析し、トラブルの発生している英会話学校などのカルチャー教室・予備校・不動産会社・冠婚葬祭事業者・通信会社・中古自動車販売会社・歯科医院・美容外科・有料老人ホームなどに申し入れをおこない、多数の約款や広告等の改善を実現しています。

また本年（2016年）10月から、適格消費者団体のうち更に認定を受けた「特定適格消費者団体」が差止請求訴訟に加えて、消費者被害の回復訴訟を起こして金銭的な被害を回収することができる制度がスタートします。

現在、消費者機構日本（東京）、消費者支援機構関西（大阪）、全国消費生活相談員協会（東京）、京都消費者契約ネットワーク、消費者ネット広島、ひょうご消費者ネット、埼玉消費者被害をなくす会、消費者支援ネット北海道、消費者被害防止ネットワーク東海（愛知）、大分県消費者問題ネットワーク、消費者支援機構福岡、消費者支援ネットくまもと、消費者ネットおかやま、佐賀消費者フォーラムの14団体が、適格消費者団体の認定を受け活動している他、全国10以上の県で適格消費者団体設立に向けた準備がすすめられています。